

## 【資料 1】

### 公文書館公式ホームページの改正について

#### 1 改正内容

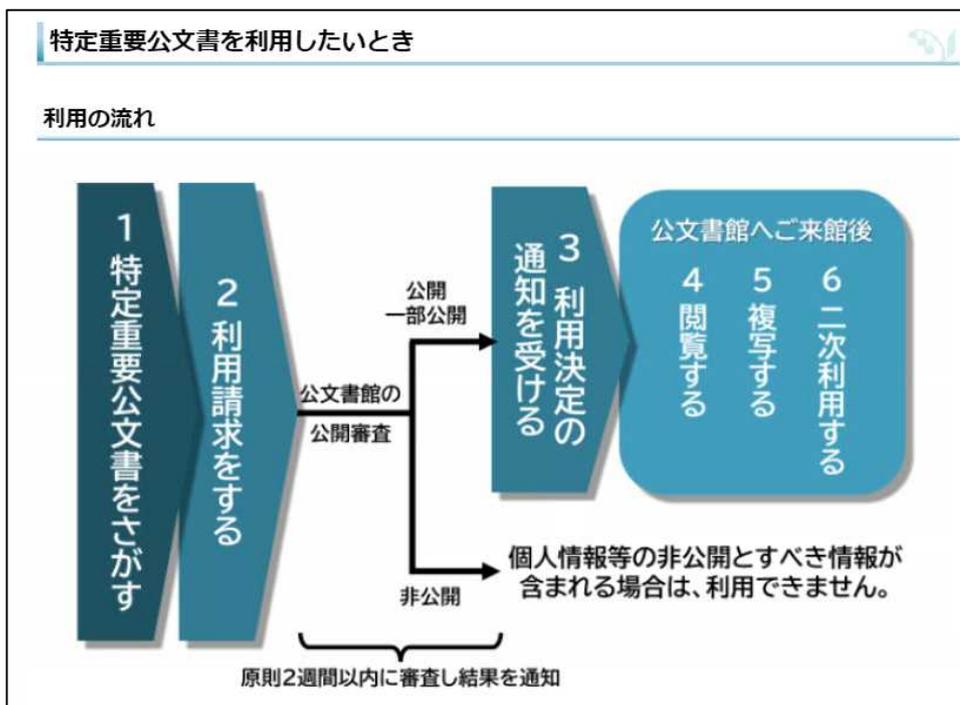
##### (1) トップページ (別紙)

- ・「はじめに」を追加し、公文書館の自己紹介となるあいさつ文を入れた。
- ・「利用案内」に掲載していた「開館時間・休館日」をトップページに移動するとともに、「開館時間」欄に資料検索及び FAX・メールでの利用請求や問い合わせは 24 時間可能であることを記載した。
- ・これまで、お知らせ欄の下に 10 個の項目があったが、各項目の具体的な内容が分かりにくかったため、大きく 5 個の項目にまとめるとともに、一部の項目には説明を付し、利用者の知りたい情報へたどり着きやすいよう整理した。

##### (2) 「所蔵資料のご利用方法」ページ

- ・「利用案内」に掲載していた内容とトップページに掲載していた「公文書検索」「所蔵資料検索」(各検索システムへのリンク)をまとめ、説明を詳細化した「所蔵資料のご利用方法」ページを新たに作成した。
- ・従来から掲載していた資料の申請から提供までの期間や流れについて、フローチャート図にまとめた(図 1)。
- ・「特定重要公文書簡易閲覧申込書」をはじめとする各種様式の記入例等を新たに掲載した(図 2)。

【図 1】「所蔵資料のご利用方法」ページ (抜粋)



【図2】「特定重要公文書簡易閲覧申込書」の記入例

PDF 特定重要公文書簡易閲覧申込書（記入例）（PDF：365KB）

様式1

**（記入例）**

特定重要公文書簡易閲覧申込書

令和5年7月1日

札幌市公文書館長 様

住所 札幌市中央区南8条西2丁目5-2  
氏名 公文 太郎  
〔法人その他の団体にあっては、その名称、事務所〕  
又は事業所の所在地及び代表者の氏名〕

特定重要公文書の閲覧について、次のとおり申込みをします。

	簿冊コード	目録に記載された特定重要公文書の名称	出	納
1	2013-XXXX	●●●●関係資料		
2	2020-XXXX	昭和●年度 ●●●●事業		
3				
4				
5				

注 1回の申込みで同時に閲覧できる特定重要公文書は5件以内です。  
申請書に記載された個人情報は、資料の閲覧に関する事務のみで使用いたします。

ここには、目録公開システムに表示される簿冊コード（4ケタ-4ケタの数字）を記載します。

「出」「納」欄は記載不要です。（職員が使用します）

ここには、目録公開システムに表示される簿冊名称を記載します。

- 「簿冊コード」欄には、目録公開システムに表示される簿冊コード（4ケタと4ケタをハイフンでつなぐ数字列）を記載します。
- 「目録に記載された特定重要公文書の名称」欄には、目録公開システムに表示される簿冊名称を記載します。

## 2 （参考）ホームページへのアクセス

ホームページ URL <https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/>

右の二次元コードからもアクセスできます。



パソコン上と、スマートフォン上でのホームページレイアウトの見え方が異なる場合があります。公文書館で編集できるのはパソコン版ホームページで、それを基にスマートフォン版ホームページが自動出力されます。